〝春闘〟と〝遺族〟

遺族　森　清香

インフレと不況の中で、春闘が間近かになりました。

私たちはこの時期になると、毎年大企業の中で、労組とともに闘うことのできる職場であったら、としみじみ思います。

この物価上昇の中で、最低の賃金でこき使われる職場でありながら、賃上げ要求を掲げて闘うことができず、じっと歯を喰いしばって耐えなければならない遺族です。それは、未組織労働者の悲しみでもあります。

しあわせというものは、自分たちの手でこそ闘いとらなければ……とは思うけれど、いま私たちが働いているアソニット工場の従業員八百名の中に多い、若い男子と女子、また一般の主婦の人たちは小遣い稼ぎか内職程度なので、春闘なんて深く考えてないようにも思えます。

夫婦が元気で、共稼ぎしてさえやっと生活ができるほどの狂乱物価の中なのに、子どもを抱え、一家の世帯主として、組合を頼りながら生きている遺族は、八百名中四十名くらい。この人数ではどんなにもがいても、水の上に落ちた一滴の油にすぎません。

アソニットの社長の言葉では、繊維会社は不況なので、アソニットもみんなでがんばって、ゆかなければならない、ということでした。

こんな話をされますと、何だか会社はいまにも倒産するような気持になります。でも反面職業安定所にゆけば、よくアソニットで働くようすすめられる、という人の話も聞きます。

また実際に、他の産業で整理された五十歳以上の人を、新しく採用しているアソニットですからそんな心配もないと思うのです。それに三井物産をうしろに抱えているアソニットでは、真実は、石炭産業とともに栄えるばかりなのでしょう。

社長の話は、従業員が多分賃上げ要求をしないように、用心されてのことだと思うのです。

アソニットではセーターを社内販売していますが、一般にお店の品の値段がだんだん高くなってきて、新しいものがどんなにほしくっても、遺族の私たちには手がとどかないのです。

このようなことを考えますと、私たちはたとえ未組織労働者と呼ばれる身でも、みんなで要求を出し合い、力を一つに集めて、闘う組織づくりをしたいものだとつくづく思います。

（森さんは、荒尾アソニット工場勤務の方です）

×

岡山県の生活保護者、フジイシズコさんの訴えです。

ホゴノヒ（生活保護費の支給日）二二、五一六エンモラッタガ、ゲップ二、三〇〇エンバライ、デンキ（代）八六〇エンホドイリ、コジイタデサムイカラボーカンジャンバーヲカッタラアド一七、八一〇エンホドニナッタ。トシノクレヲ、コレデイッサイヤレドアナタワイウガ、ヤッテイケマセン。ツケモノヤオカズナドモライ、ヨウヨウイキテイル。イキルタメニミモナイ。

【連合】

三川鉱鉱長室事件

控訴審、第一回公判開く

証言の必要性認めず

高裁　申請の三証人を却下

三川鉱々長室事件裁判控訴審第一回公判は、十三日福岡高等裁判所で開廷。これで、同控訴審はスタートした。

この日三池労組側としては五人の証人を申請したのに、高裁は宮川睦男元組合長と谷端現財務長の二人だけ採用、ほかの証人については「必要なし」としてこれを却下。同裁判の今の歩みが、かならずしも容易でないことを、早くも第一回公判がまざまざと見せつけた。

この裁判の控訴は、昨年の九月五日。弁護人は第一審にひきつづき、古原進弁護士。

担当裁判長は、平田勝雅裁判官。検察側は福岡高等検察庁の中倉章良検事。

起訴された人は周知のように沖克太郎・現三川指導部長で、この日沖指導部長は傍聴にかけつけた人びとに「三井鉱山の犯罪性を法廷で告発するために、これまでにもまして前向きの姿勢を固めて闘う」と、その決意を語った。

一審（福岡地裁）の判決がでたのは昨年八月二十六日。執行猶余とされたものの、地裁は有罪刑をいい渡したのだった。

デッチあげられた事件

三川鉱事件の発生は、昭和四十六年七月。

その前月ごろから、三川指導部十一分会（CO患者が結集）は、終業後連日、あの炭じん大爆発の直接の責任を負うべき三川鉱長（当時は織田鉱長）に対し面会を求め、組織的行動を続けていた。

「満勤してさえ三万円にも足りない」低賃金についにたまりかねて事件をデッチあげたもの。

「苦しい生活実態を、まず聞いてほしい」、というところからの行動だった。

たまたま七月二日になると、解雇制限・完全治療・前収補償・遺族の生活補償の要求を中心とするCO諸要求の貫徹を期すと同時に会社の不誠意に抗議するため、三池労組は三川鉱正門前で、ハンストに突入（五十人）。

その日、十一分会の組合員（CO患者）はいっそう強く鉱長に面会を求め、鉱長室前で待機。

会社側はかねての姿勢をくずさず、鉱長室のガラス戸に二重三重の金網をはり、室内には、厚板に五寸釘をうち抜き、鋭くとがった釘を上向きにして並べるなど、あらわな敵意を示していた。これは許さるべきことではなかったが。

はからずも、鉱長室で警戒に当たっていた職制らへの弁当を差しいれるために、鉱長室の東出入口の扉が開かれたので、近くに待機していた組合員は「鉱長に会わせろ」と要求しながら詰めかけた。それが契機となり、双方押し合いの形となったが、会社側の警戒線の先頭にいた江上・松藤両係員が胸部を圧迫されたといい出し、それが沖指導部長の暴行によるとして事件をデッチあげたもの。

この事件に対する捜査の初期で天領病院（三井）に聞きこみに乗りこんだ刑事に、右両係員自から「沖さんたちが、押せ押せといって押してきたが、暴力はなかった」、と明言している事実が示しているように、この事件が三池労組の命を守るたたかいに対する弾圧をたくらんでつくりあげられたことは、歴然としている。

許されぬ〝事実誤認〟

一審判決の誤りつく

さて、控訴に託されたおもな目的は何か。

古原弁護士がこの日述べた〝控訴趣意〟は、要旨次のように主張していた。

×

第一点＝法令適用の誤り

労働組合の行為は、もともと使用者との対抗関係で行われ、集団的流動的性格をもっている。これを固定的にとらえ、機械的に割りきろうとすると、実態とかけ離れた結果とならざるを得ない。このことは、多くの判例も認めている（判例省略）。

しかるに原判決は、被告人らの違法性を検討するにあたって「諸般の事情」を考慮すべきと説きながら、全体的な法秩序に照らし容認できないといっている。

これは労働組合の行為の正当性を判断するにあたって狭すぎ、労組法第一条二項の解釈を誤まった違法がある。この誤まりが、明らかに判決に影響を及ぼした。

第二点＝訴訟手続の法違反

原審は、大爆発の原因が会社の保安サボによることを立証するための弁護人申請の証人（宮川元組合長）につき、右立証事項について採用しなかったが、これは労組法一条二項の解釈を誤ったもので、このような立証を制限した訴訟手続上の法令違反が、判決に影響を及ぼしたことは明らかである。

（宮川証言は、本件交渉の経過だけに限られて行われた）

第三点＝事実誤認

（趣意書は、幾多の事実をつきつけながら、被告人らの所為についての原判決の事実誤認を明らかにしながら）

――本件は、会社の保安サボが原因で発生した大爆発による被災者が、同人らの生命・生活を守るための最低限の要求を認めてもらうために起した行動で、正当な理由がないとはいえない。

――それによって、三川鉱の機能が低下した事実もない。

ことなどを主張しつつ、これらの事実誤認が一審判決を誤らした点を明らかにした。

古原弁護士と被告沖指導部長から提出された控訴趣意書に対する福岡高検の中倉検事の〝答弁書〟は、「いずれも理由がない」の一点ばりで片づけている。

「この裁判は、もともと救済されるべき被害者を、デッチあげにより、被告の席にひきずり出すことによって、真の被告の重大犯罪をごまかしている。私たちは命を守るたたかいをつらぬくためにも、会社をこそ被告の席にひきずり出すまでたたかう決意であります」

第一審判決の日語った沖指導部長の言葉が、改めてよみがえってくる。

おことわり

万田作業所の〝T・S生〟さんから、「裁判長転任に所感」というご投稿をいただいておりますが、紙面に余裕がなく次号にまわさせていただきます。悪しからず、ご了承をお願いいたします。

――編集部

道は遙かに遠いが

太洋火災裁判を傍聴して

遺族　中西文子

一月二十九日原告団の幹部の方から、明日太洋デパートの裁判があるので、あんたが休んどると聞いたから、いってもらえないだろうか、と相談を受けた。

かねてから、休んででもいって見たいなと思っていたので、現在休んで治療中の腰の具合いも少しいいようなので、さっそくひき受けた。

三十日朝五人の原告団員が、熊本地裁での公判に参加した。

太洋デパート火災裁判原告団の方たちは、黒枠入りのタスキをかけて多数集まっておられた。

直前集会。午前十時からいよいよ第三回口頭弁論が、糟谷裁判長係で開かれた。

こういった場合、私が常に思うのは、ここの犠牲者の方たちは労働災害ではないにしても、資本家の汚れた手によって、犠牲者の皆さんが無惨にも残されていった、という点では何と似ていることか。

太洋デパートの場合、ただ売りさえすればいい、もうけさえすればいいということで、お客さんの安全なんで、経営者の頭の中には全然なかったとしか考えられない。

もうけ第一主義。人命無視。

ともかくその結果取り返しのつかぬ大事故が起きてしまうと、資本家の態度はハンで押したように常にきまって、最初は低姿勢でのわびである。

「できるだけのことはいたします」という。

日が経つにつれだんだん冷淡になっていって、あたかも死んだ者、傷ついた者の落ち度でもあったかのようにすりかえ、会社自からは何の責任も取ろうとしない。訴訟で決着をつける以外にないと思う。

公判では、原告側代理人の準備書面の陳述、被告側代理人の準備書面・釈明要求の陳述があったあと、デパートの階段の位置や窓、非常口などが正常にあったかどうかについてのやりとりがあった。

傍聴席はしーんと静まり返っていて、せき一つ聞こえない。

その中で裁判長の渋んだ、歯ざれのよい声がよく聞こえる。

私たちの裁判と、大分感じが違う。

三井の被告代理人は、いつものらりくらりとしていてハキハキものをいわないし、はがゆくてたまらないが、太洋デパート側の被告代理人は、私たちがおどろくほど会社側に不利なことを次々に認める。

たとえば原告側が主張する防火消火、避難設備の不備、防火管理体制の欠陥などを、ほとんど事実として認めたほどである。きっと事故の起きる条件が、あまりにもそろい過ぎていたので弁解の余地がなかったのであろう。だが、太洋デパート火災裁判も始まったばかりだし、道は遙かに遠い。